

通行禁止・駐車禁止除外指定車標章

道路交通法施行細則（北海道公安委員会規則）の一部改正により、平成 19 年 9 月 14 日から通行禁止・駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」といいます。）の交付対象等が一部変更となり、次のとおりとなりました。

除外対象車両

1. 通行禁止関係

（1）標章の掲出を必要としない車両

- ア 急病人の救護、防災等緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
- イ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動その他の警察活動のため使用中の車両並びに当該活動のため使用中の車両に誘導されている車両
- ウ 選挙運動用又は政治活動用の自動車当該目的のため使用中のもの
- エ 塵芥車、糞尿車

（注）一般廃棄物の収集で、その用務に使用中のものに限ります。

オ 道路維持作業用自動車

（注）その用務に使用中のものに限ります。

（2）標章の掲出により除外される車両

- ア 通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両
- イ 普通貨物車等による一般廃棄物（ペットボトル等の資源ゴミ）の回収に使用中の車両
- （注）市町村長の委託等を受けているものに限ります。
- ウ 道路若しくは道路の附属物、信号機、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両

2. 駐停車禁止関係

標章の掲出を必要としない車両（駐車禁止等についても同様に除外されます。）

- 急病人の救護、防災等緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
- 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、警備活動のため使用中の車両並びに当該活動のため現に停止を求められている車両
- 緊急自動車当該用務に使用中のもの

3. 駐車禁止・時間制限駐車区間関係

（1）標章の掲出を必要としない車両

- ア 選挙運動用又は政治活動用の自動車当該目的のため使用中のもの
- イ 塵芥車、糞尿車

（2）標章の掲出により除外される車両

- ア 道路若しくは道路の附属物、信号機、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の建設又は維持管理のため使用中の車両
- イ 電気、ガス、水道、電気通信及び鉄道の故障等による緊急修復のため使用中の車両
- （注）市民生活に欠かすことのできない、ライフラインの維持管理など公共性、広域性を有する業務者（会社）が対象となり、単なる一家庭における修理や交換などについては対象となりません。

（注）人の身体、生命等に重大な影響を及ぼすような緊急的、一時的な修復を行うために使用できるものであり、継続した作業等については道路使用許可が必要です。

- ウ 医師法に基づき医業を行う医師による緊急往診に使用中の車両

(注) 医業を行う医師には歯科医師も該当します。ただし当該医師の資格、業務及び緊急往診の実態を疎明する必要があります。

エ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

オ 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

カ 通常郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

キ 普通貨物車等による一般廃棄物(ペットボトル等の資源ゴミ)の回収に使用中の車両

(注) 市町村長の委託等を受けているものに限りません。

ク 裁判所執行官による強制執行等のために使用中の車両

ケ 狂犬病予防のため犬の捕獲に使用中の車両

(注) 北海道知事から指定を受けた捕獲人等が捕獲のため使用する車両に限りません。

コ 保護観察所の社会復帰調整官が行う緊急用務に使用中の車両

サ 患者輸送車、車いす移動車で現に歩行が困難な者を輸送中のもの

(注) 患者輸送車、車いす移動車等の登録を受けた車両(自動車検査証の形状欄に明記されているもの。)

(3) 標章(歩行困難者)の掲出により除外される車両(手続き及び別表についてはこちらをクリックしてご覧下さい。)

ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で次の別表に該当する方

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で次の別表に該当する方

ウ 療育手帳の交付を受けている方でA判定の方

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の障害の方

オ 小児慢性特定疾患児手帳(色素性乾皮症患者)の交付を受けている方

申請・相談窓口

○ 申請窓口

住所地を管轄する警察署交通課

○ 相談窓口

交付基準その他詳しい内容については、お近くの警察署交通課又は各方面本部の交通課若しくは警察本部交通規制課駐車対策係(011-251-0110内線5187)までお問い合わせください。

○ 窓口開設時間

月曜日～金曜日(祝日を除く)

午前8時45分～午後5時30分まで

申請要領

原則として、当該用務に従事する法人等と認められる者が申請することとなります。従って単なる書類を持参した者は申請者とはなり得ません。

○ 必要書類

・ 指定申請書(様式第3号) (PDF ファイル 13KB～別画面で開きます)

・ 自動車検査証の写し

・ 当該車両に係る用務を疎明する書面

・ 印鑑

・ 過去に標章の交付を受けたことのある方は旧標章

再交付(標章を誤ってなくしたり、又は盗難被害に遭われたりした場合)

上記必要書類の他、理由書(各申請窓口にあります。)を作成して添付してください。

(注) 再交付申請の際は、必ず事前に警察署等に遺失届又は被害届を提出してください。

標章の正しい使い方

駐車禁止から除外されるのは、次の１～４の条件を全て満たしている場合に限りです。条件を満たさない標章の使用は、駐車違反や駐停車違反として放置車両確認標章の取付等の措置を受ける場合があります。

- １ 有効期限内の標章を掲出していること。
- ２ 駐車時、車両の前面の見やすい箇所に掲出していること。
- ３ 運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車(放置車両となる時) する場合は、運転者の用務先又は連絡先を掲出していること。
(注) 「運転者の連絡先又は用務先」を記載する書面は、除外標章を使用する車両の運転者がおおむね標章と同じ大きさの書面(用紙等) に必要事項を記載し、作成してください。
- ４ 道路使用に該当する用務に使用していないこと。

標章使用時の留意事項

- １ 標章の交付を受けた方は、次の事項を遵守しなければなりません。
 - 現場において警察官の指示があった場合には、これに従うこと。
 - 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
 - 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- ２ 公安委員会は、上記１に違反したと認めたときは、標章の返納を命ずることがあります。

平成 19 年 9 月
北海道警察本部
交通規制課

http://www.police.pref.hokkaido.jp/info/koutuu/chukin_jogai/tukokinsi_jogai.html